

**副 本**

平成23年(ワ)第15308号 損害賠償請求等事件

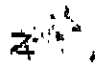






原告 Aleph

被告 東京都 外1名

準 備 書 面 (3)

平成24年1月24日

東京地方裁判所民事第45部合議A係 御中

被告東京都指定代理人	松	下	博	
同	石	澤	泰	
同	澁	澤	貴	
同	大	橋	健	
同	藤	田	泰	
同	木	村		
同	畑	尾	伸之	

被告東京都は、本準備書面において、原告の平成23年11月25日付け準備書面(5)（以下「原告準備書面(5)」という。）における主張に反論した上で、原告に損害賠償請求権がないことを、改めて主張する。

なお、略語等については、本書面で新たに用いるもののほか、被告東京都の従前の例による。

### 第1 原告準備書面(5)に対する反論

- 1 原告は、原告準備書面(5)において、被告東京都の平成23年11月29日付け準備書面(2)（以下「被告東京都準備書面(2)」という。）に対し、本件冒頭発言及び本件捜査結果概要の本件摘示部分①及び②以外の部分に「教団」を主語とする文章が多数存在しており、これらの文章はいずれも「オウム真理教」を直接名指ししていると主張した上で、被告東京都が、警察白書に、オウム真理教が平成19年6月、「Aleph」と「ひかりの輪」に分裂し、平成21年1月、団体規制法に基づく公安調査庁長官の観察に付される処分の期間が平成24年1月まで3年間更新されたという事実が記載されていることを認めたことをもって、本件冒頭発言及び本件捜査結果概要における「オウム真理教」が原告を指していることまでも認めたなどと主張する。
- 2 しかしながら、被告東京都が、国の行政機関である警察庁の編集に係る警察白書に記載されている事実を認めたからといって、本件摘示部分①及び②における「教団信者のグループ」及び「オウム真理教の信者グループ」が原告を指しているということにならないのは、被告東京都準備書面(2)で述べたとおり、明白である。

また、原告が、本件冒頭発言及び本件捜査結果概要のうち、原告に対する名誉毀損を構成する箇所であるとして特定した部分は本件摘示部分①及び②であって、原告準備書面(5)「4 「オウム真理教」は単なる修飾語か」（原告準備書面(5)4及び5ページ）の項において主張する本件摘示部分①及び②以外の部分に、「教団」を主語とする文章が多数存在するとしても、本件摘示部分①及び②において、本件事件を組織的・計画的に敢行したのは「教団信者のグループ」ないし「オウム真理教の信者グループ」であるとしていることに何ら

変わりはない。

- 3 したがって、原告準備書面(5)における主張によっても、本件摘示部分①及び②が原告の名誉を毀損しているという理由にはならない。

## 第2 原告に損害賠償請求権はない

- 1 原告は、訴状において、本件捜査結果概要の公表が、広く報道されることによって、原告の名誉、原告のイメージ及び信用が著しく毀損され、これによって甚大な無形的損害を被ったとか、名誉毀損・信用毀損は極めて深刻であるなどと主張しているながら(訴状5ページ)、被告東京都の準備書面(1)における求釈明に対し、「原告のイメージ及び信用」については、「宗教理念・運営規制・コンプライアンス規定(程)」を定め、構成員に対して法令遵守を義務付けるとともに、仏教・ヨーガの教えを特に根本原理とした健全な宗教活動を行うこと、一蓮のオウム真理教事件の被害者に対して誠意ある対応を誓い、現にそのように務めてきたことを特に意識して整理したものであり、原告の「名誉」、「無形的損害」については、名誉毀損による不法行為における被侵害利益での一般的概念であるとして、そのとおりに理解して貰えば十分に足りると主張し(原告準備書面(2)4ないし7ページ)、原告準備書面(5)においても、本件捜査結果概要が公表され、報道されたことによって、原告の主張する原告の「名誉」、「イメージ及び信用」が、どのような理由で毀損されたということになるのか、「甚大な無形的損害」とはいかなるものであるのかという点について、何ら具体的な内容を明らかにしない。

- 2 この点、法人の名誉権侵害による無形の損害については、慰謝料の概念によって救済することなく、また慰謝料の手段によってその目的を達せしめる変則によらしめることなく、端的にそれが金銭評価が可能であり、その評価だけの金銭を支払うことが社会観念上至当と認められる損害である限り、無形の損害そのものとして、民法710条に基づく金銭賠償を容認すべきであると解されている(最高裁判所昭和39年1月28日第一小法廷判決・民集18巻1号136ページ)。

したがって、宗教団体である原告の名誉権侵害による無形の損害についても、

それについて金銭評価が可能であり、その評価だけの金銭を支払うことが社会通念上至当と認められる損害である場合においてはじめて金銭賠償が容認される余地があることとなるのである。

- 3 しかしながら、原告の主張する「無形的損害」とは、「名誉毀損による不法行為における被害利益での一般的概念」を指すということであるから、これは単に原告の法益が侵害されたことを述べるものに過ぎず、どのような損害が発生したかについて主張するものではない上、しかも、その主張する名誉毀損の内容についても、原告の社会的評価がどのように低下したかを具体的に主張するものではなく、概括的で抽象的な主張にとどまっているのである。このような原告の主張からすれば、本件捜査結果概要を公表されて報道されたことと因果関係を有する金銭評価が可能な具体的な損害については、有形であると無形であるとを問わず、生じていないことは明らかであって、金銭を支払うことが社会通念上至当と認められる損害は認められないというべきである。
- 4 したがって、原告の主張を前提にしても、結局のところ、原告には損害が生じていないという結論に帰結するから、原告に損害賠償請求権などないことは明らかである。

## 第3 結語

以上のとおり、原告準備書面(5)によっても、原告の請求に理由がないことは明らかであるから、原告の被告東京都に対する請求は速やかに棄却されるべきである。